

〕歌山県執

発行和歌山県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行 定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次(*については県例規集登載事項)

〇 告示

1318 生活保護法による指定医療機関の廃止

(福祉保健総務課)

1319 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 り指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のと の指定

1320 " (")

(道路保全課) 1321 自動車専用道路の指定

1322 道路の供用開始

1323 道路の区域変更)

1324 道路の供用開始

○ 人事委員会告示

13 平成21年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期付 短時間勤務職員採用試験の実施

○ 選挙管理委員会告示

113 漁業法の規定による選挙権を有する者の総数の3分 の1の数

〇 公告

軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課)

入札公告 (総務事務集中課)

〇 監査公表

監査公表第31号

告 示

和歌山県告示第1318号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規 定においてその例によるものとされる場合を含む。) によ (障害福祉課) おり告示する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
伊医 28-31	ハギノ医院	橋本市高野口町名倉546	平成 21.7.31
海南医 67-1	医療法人山根内科	海南市名高539-18	平成 21.7.31

和歌山県告示第1319号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項 の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指 定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり 公示する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏 名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
きのもと薬局	和歌山市木ノ本261-22	田口正典	平成 21.11.1

和歌山県告示第1320号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項 の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指 定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏 名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
たいようこどもクリニック	和歌山市新中島125-1	田中里江子	平成 21.11.1

和歌山県告示第1321号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の2第1項の規定

に基づき、自動車専用道路を次のように指定するので、同 和歌山県告示第1324号 条第4項の規定に基づき、告示する。

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 吉備金屋線

X	田田	延メ	長ートル	備	考
有田郡有田川町大字天満字片山町 922番2地先から同町大字天満字弁 上町237番1地先まで			36.60		

和歌山県告示第1322号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27 年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の目から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 吉備金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字天満字片山町922番 2地先から同町大字天満字弁上町237番1地 先まで

供用開始の期日 平成21年12月18日午後9時

和歌山県告示第1323号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田辺龍神線

区間	新旧の別	敷地の 幅 員 メートル	延 長メートル	備	考
田辺市湊字地下 1023番1地先から 同市南新町32番4 地先まで	旧	18.00	193.26		
同上	新	18.00	193.26		

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27 この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

> その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の目から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市湊字地下1073番55地先から同市 南新町32番4地先まで(ただし、関係図 面に表示する部分のみ。)

供用開始の期日 平成21年12月18日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第13号

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第 110号)第6条第1項の規定による任期を定めた職員(以下 「育休任期付職員」という。)及び同法第18条第1項の規 定による任期を定めた短時間勤務職員(以下「任期付短時 間勤務職員 | という。) の採用試験を、■種相当試験とし て、次の要綱により実施する。

平成21年12月18日

和歌山県人事委員会事務局長 矢 野 哲 男 平成21年度第2回和歌山県育休任期付職員及び任期 付短時間勤務職員採用試験(Ⅲ種相当)要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務 · 和歌山	4人程度	生活保護(医療扶助関係)に関する業務、工事の入札・契約及び庶務に関する業務、不動産取得税の 賦課事務及び評価事務に関する業務等
一般事務・ 紀北	3人程度	障害者自立支援法及び高齢者の在 宅福祉関係事業等に関する業務、 建設工事等の入札・契約及び建設 業法に関する業務等
土木・紀北	1人程度	道路、河川等の設計・積算・現場 監督に関する業務
農業・紀中	1人程度	うめの試験研究業務(栽培、品種、 土壌・肥料、病害虫業務のうちいずれかの職務遂行能力を有するもの)

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務 · 和歌山	1人程度	物品調達、庶務経理に関する業務
一般事務 · 紀中	1人程度	海外渡航、県民相談の連絡、交通 安全対策に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」、「紀北」、「紀中」 の勤務地は、次表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児 休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

- ア 日本国籍を有しない人
- イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号 のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験 時間
第1次	教養試験 (択一式)	100点	公務員として必要な一般的知 識及び能力についての筆記試 験(20題)	1時間
試験	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性 についての検査(判定は、第 2次試験で行う。)	
第2次 試 験	面接試験	140点	人物、能力、性格等につい ての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成22年1月 31日(日) 午後1時	和歌山市	平成22年2月上旬に県庁北 別館2階本館連絡通路に掲 示するとともに合格者に通 知する。
第2次試験	平成22年2月中旬	和歌山市	平成22年2月下旬に県庁北 別館2階本館連絡通路に掲 示するとともに受験者全員 に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の交付場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局串本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて 先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員 会事務局あて請求すること。 また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申 し込むこと。

ア郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に 必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌 山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封 筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期 付短時間勤務職員受験申込み」と朱書し、必ず簡易 書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成22年1月4日(月)から受付を開始し、同月15日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年1月4日(月)午前10時から同月12日(火)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験 票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、審査完了メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に 行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を 確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入するとともに、写真票に顔写真をはること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること.

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていな い場合は受験できないものとする。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに (3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりである。 作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載さ れ、任命権者からの請求に応じて成績順に提示され、そ の中から採用者が順次決定される。

採用は、おおむね平成22年4月から開始される予定で あるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用 時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用 候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。 (採用候補者名簿の有効期間は原則1年である。)

- (2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。 なお、勤務において時間外勤務(休日勤務を含む。) 等をする場合がある。
- <育休任期付職員>
- ○任期 おおむね8か月以上3年未満
- ○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで
- ○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23 年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休 日 | という。)、年末、年始
- <任期付短時間勤務職員>
- ○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲 内で任用期間が延長される場合がある。

○勤務時間 勤務時間については、変更される場合がある。

試験区分	勤務時間	休 日
一般事務・和歌 山 一般事務・紀中	午後1時55分から午後5 時45分まで 週19時間 10分	土曜日、日曜日、休日、 年末、年始

試験	区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当 育 休任期付職員	(一般事務、 土木)	144,500円	行政職給料表
	(農業)	145,200円	研究職給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・紀中)		71,473円	育児短時間勤務 に伴う短時間勤 務職員行政職給 料表

ただし、育休任期付職員については平成21年度は特 例措置により1%減額されている。

このほか職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山 県条例第51号)の定めに従い、育休任期付職員につい ては、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期 末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職 員については、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉 手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条 例(平成14年和歌山県条例第66号)第25条第1項の規定に より口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票 又は本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券 等の写真付きで公的機関発行のものに限る。)を持参の 上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開 示 内 容	開示期間		
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の翌日から1月間(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時45分まで		
第2次試験	第2次試験受験者				

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会 事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第113号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の選挙権を 有する者の総数の3分の1の数を、次のとおり告示する。

平成21年12月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介 漁業法第99条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委

員の解職を請求するための連署に必要な選挙権を有する者 の総数の3分の1の数

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出 があったので、平成21年11月30日以降無効とする。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業種	記 号 番 号	有 効 其	期間	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
----	------------	-------	----	------------------------------	---------

漁船以外の船舶

和歌山県 第790号 平成20年12月1日から 平成22年11月30日まで 和歌山市西高松2-4-24 谷端勇

和歌山県税事務所

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成21年12月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
- (1)調達年度及び調達案件番号平成21年度 調達案件番号 02090004783号
- (2) 調達物品の名称及び数量 教育ネットワーク校務用コンピュータ基盤 1式
- (3)調達物品の特質等入札説明書による。
- (4)納入期限 平成22年3月31日(水)
- (5)納入場所 和歌山県庁南別館 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関す る要綱(平成8年和歌山県告示第266号)の規定に基づく競 争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資 格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業 種目「情報処理用機器」に登載されている者であること。 また、新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札

説明書により必要な申請を行うこと。

- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1)場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県出納局総務事務集中課

(2)期間

平成21年12月18日(金)から同月28日(月)までの和 歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39 号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後 5時30分まで

- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1)場所

3の(1)に同じ。

(2)期間

3の(2)に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県出納局総務事務集中課入札室

- イ 入札日時 平成22年1月6日 (水)午前11時から
- ウ 開札場所アに同じ。
- エ 開札日時イに同じ。
- (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本 県より競争入札の参加資格があることを確認された旨 の通知書の写しを持参することとする。
- (3)郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成22年1月5日(火)午後5時までに和歌山県出納局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札(以下「電子入札」という。)及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

- (1)電子入札は、平成22年1月5日(火)午前9時から同月 6日(水)午前10時45分までに行うこと。
- (2) 開札日時及び場所 5の(1) に同じ。
- 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県 規則第28号)第87条第3号の規定により免除とする。

- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額

の契約保証金を納付しなければならない。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自 治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95 条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入 札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした 入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する 入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された 者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受け て入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に規定 13 Summary する資格のない者のした入札は、無効とする。

- 11 落札者の決定の方法
- (1)入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明 書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県出納局総務事務集中課 の職員が立ち会うものとする。
- (3)和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定 価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を 決定するものとする。この場合において、当該入札者の うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和 歌山県出納局総務事務集中課の職員にくじを引かせるも のとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札 をした者がいる場合には、その者について別に定める方 法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい て、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行 った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席し 1 監査対象機関及び監査実施年月日 ていないものは、第2回以降の入札には、参加できない ものとする。
- 12 その他
- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び 所在地
 - ア名称

和歌山県出納局総務事務集中課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2)入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (3)契約書作成の要否
 - (4) 契約の締結における議会の議決の要否
- (5)政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象 となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政 府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する 場合がある。この場合において、本件調達物品につい ての調達手続の停止等があり得る。
- (1) Nature and quantity of the products to be purch

Computer base for Wakayama education network sc hool affairs; 1 Unit

- (2) Date and time for tender: 11:00a.m. 6 January
- (3) Contact point for the notice: Business Center Division, Treasury Bureau, Wakayama Prefectural G overnment, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, J apan 640-8585

TEL 073-441-2294

監査公表

和歌山県監査公表第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第 7項の規定により、平成21年10月29日及び同月30日に実施 した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公 表する。

平成21年12月18日

和歌山県監査委員 楠 本 降 和歌山県監査委員 足 立 聖 子 和歌山県監査委員 須 川 倍 行

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	平成21年10月29日
和歌山県農業大学校	"
和歌山県立橋本高等学校	"
和歌山県立古佐田丘中学校	"
和歌山県立紀北工業高等学校	"
和歌山県立伊都高等学校	"
和歌山県立紀北農芸高等学校	"
和歌山県立笠田高等学校	"
和歌山県立紀の川高等学校	"
和歌山県立きのかわ支援学校	"
和歌山県橋本警察署	"
和歌山県かつらぎ警察署	"
財団法人和歌山県下水道公社	"
学校法人白鳩学園	"

有田振興局	平成21年10月30日
紀中県税事務所	"
和歌山県立箕島高等学校	"
和歌山県立有田中央高等学校	"
和歌山県立耐久高等学校	"
和歌山県立たちばな支援学校	"
和歌山県湯浅警察署	"
和歌山県有田警察署	"
社会福祉法人昭仁会双苑	"

2 監査の結果

(1) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

過年度分の未登記が平成20年度末現在、8筆残っているので、引き続き早期処理に努められたい。

- イ 伊都振興局健康福祉部
- (ア)母子寡婦福祉資金の償還金については、平成20年度末で約816万円の未収となっており、前年度末と比し約66万円増加している。昨今の経済状況の悪化から返済困難者が増加しているが、今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導を徹底し、過年度分の未償還金については、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、債権管理に努められたい。
- (イ)生活保護費返還金の未収金については、2件2名で 約265万円であるが、不納欠損処理も含め適切な債 権管理に努められたい。
- ウ 伊都振興局建設部
- (ア)土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成20 年度末で約330万6千円となっており、前年度に比し 約27万5千円増加している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債権 管理に努められたい。

- (イ)行政財産である旧高野山管理事務所については、 平成19年4月から未利用になっているので、防犯上 の安全管理に努めるとともに、今後、撤去等も検討 されたい。
- (ウ)道路凍結防止剤について、一部保管場所において、 十分に在庫が把握されてなかったので、受払帳簿の 記載を徹底するなど適切な在庫管理を行われたい。
- 工 有田振興局地域振興部

適正な旅行命令の変更手続によらない旅行があった ので、今後は、職員等の旅費に関する条例(昭和41年 和歌山県条例第34号)及び同条例施行規則等の規定を 厳に遵守されたい。

- 才 有田振興局健康福祉部
- (ア)母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、 平成20年度末で約274万円となっており、前年度末 に比し約28万円減少している。

今後も、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度貸付分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(イ)生活保護費返還金の未収金については、平成20 年度末で約1,139万円となっており、前年度末に比 し約15万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(ウ)特別障害者手当等返還金の未収金については、 平成20年度末で約136万円となっており、前年度末 に比し約7万円減少している。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現 状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権 管理に努められたい。

- (エ)納品書の添付漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (オ) 重要物品について、廃棄の手続をせずに廃棄されたものがあったので、今後、物品管理を適切に行われたい。
- カ 有田振興局建設部
- (ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成20 年度末で約763万円となっており、前年度に比し約 20万円増加している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適切な債 権管理に努められたい。

- (イ) 有田川町吉原1365番地の湯浅警察署職員宿舎(1棟3戸)等が、国道424号の道路区域内(車の通行には支障ない)に建てられており、早期解決に向け、引き続き努力されたい。
- (ウ)土地水面使用料の継続占用許可分に係る納期限 は、税外収入徴収規則により定められている7月31 日とされたい。また、収入の時期が遅延している ものに対して適切に督促をされたい。
- (エ)超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当が4件12,187円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。
- (オ)業務完了検査結果通知書及び業務成績評定結果 通知書について受託者への通知を遅滞なくされた い。
- キ 紀中県税事務所

県税の未収金については、体制の整備を図り、滞

納整理に努力されているところであるが、収入率は95.1% (1.4ポイント減)だった。一部税目の所管替えもあるが、税源移譲による個人県民税の調定の増加とともに、平成20年度末における収入未済額は3億397万9139円と増加している。

今後とも、事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、特に税源移譲により自主財源として徴収の重要性が増した個人県民税については、地方税法(昭和22年法律第226号)第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続する等、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

ク 和歌山県湯浅警察署

吉原職員宿舎が国道424号の道路区域に建てられている問題について、道路管理者と協議するなど努力されているが、早期解決に向け、引き続き努力されたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね 適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項について は、その都度注意を行った。